

建設業者の皆様へ

実態調査に対する協力依頼について

1 協力依頼の内容

福岡県発注工事の施工にあたり、会社の施工能力等の実態を把握する必要があることから、指名通知及び一般競争入札の確認通知があった建設業者の方を対象として、許可の要件及び経営事項審査等に関する実態調査を実施します。

つきましては、貴社が調査対象になった場合には、調査員が本社等（主たる営業所等）又は工事現場に伺いますのでご協力をお願いします。（事前連絡は行っていません。）

なお、令和5年1月1日から、次の建設業法上の金額要件が変更になっています。

- ① 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額
- ② 民間工事における施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額
- ③ 主任技術者又は監理技術者を工事現場などに専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額

2 技術者の適正配置（専任義務）

全ての工事現場には、必ず主任技術者又は監理技術者（以下主任技術者等という）を配置することが義務づけられていますが、請負代金の額が4,000万円（建築一式工事では8,000万円）以上の場合は、主任技術者等を工事現場ごとに専任で配置する必要があります。（建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条）

したがって、専任で配置された主任技術者等は、他の建設工事の施工に携わることはできません。（専任義務）

また、営業所ごとに置かれる専任技術者（建設業法第7条第2号）は、専任を要する現場には配置できないことについても十分注意してください。

3 配置技術者の雇用関係の確認（発注者が確認）について

現場に配置される主任技術者等は、工事を請け負った企業との直接かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。

このことに関して福岡県は予定価格4,000万円（建築一式工事では8,000万円）以上の建設工事について、専任で配置される主任技術者等が、工事を請け負った企業に入札参加申込日等以前に3ヶ月以上の雇用関係があったかどうか等を確認しています。

4 施工体制台帳及び施工体系図の確認について

(1) 建設業法

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,500万円（建築一式工事では7,000万円）以上になる場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成する義務があります。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（H27.4.1から）

公共工事については、建設業者（特定建設業者含む。）は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために下請契約（契約金額を問わない。）を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成する義務があります。

※このことに関して、適切に作成・変更がなされたか確認しています。

5 問い合わせ先

- (1) この工事に関することについては、発注のそれぞれの担当窓口にお問い合わせください。
- (2) 実態調査、建設業法に関することについては

福岡県建築都市部建築指導課 建設業係 調査班にお問い合わせください。

TEL 092-651-1111（県庁代表電話）内線 4671・4672

fax 092-643-3754

（裏面へ）

建設業の営業に当たってご留意ください

○ 一般建設業の許可での営業においては下請代金の額に制限があります！

発注者から直接建設工事を請け負った元請業者が、4, 500万円（建築一式工事の場合は7, 000万円）以上（消費税込み）を下請に出す場合は特定建設業の許可が必要です。

下請契約が複数ある場合はその下請代金の額の総額で判断されます。

また、1次下請業者となる者は、特定建設業の許可を受けていない元請業者から、4, 500万円（建築一式工事の場合は7, 000万円）以上となる工事を下請けすることもできませんので注意してください。

※ 上記、特定建設業の許可が必要な下請代金の額は、令和5年1月1日以降の契約分からが対象になります。

○ 一括下請負は禁止です（請けてもいけません）！

建設業者はその請け負った工事を一括して他人に請け負わせてはいけません。

請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に下請負させ、自らは付帯工事のみを施工する場合や主要でない一部分のみを施工する場合などにおいて、当該下請工事の施工に実質的に関与しないければ、一括下請負とされます。

よって、単に技術者を配置していただけでは不十分で、施工計画の作成、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の指導監督など当該工事において、主体的な役割を果たしていることが重要です。

○ 発注者へは真正な下請報告をしましょう！

建設工事は発注者と受注者との信頼関係があつて成り立つものです。特に、契約や指示に基づき下請の報告を求められている場合において、真正な下請報告は、発注者との信頼関係を築くうえで大事なものです。追加及び変更の契約を行った場合も速やかに報告しましょう。

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が4, 500万円（建築一式工事の場合は7, 000万円）以上を下請に出す場合は監理技術者を工事現場に配置し、施工体制台帳の作成、施工体系図の作成及び工事現場での掲示義務が発生します。さらに、公共工事の場合は下請契約（契約金額を問わない。）を締結する全ての元請業者が施工体制台帳を作成し、その写しを発注者へ提出する必要がありますので、適正かつ遅滞なく報告をしましょう。

○ 経営事項審査には正しい記載をしましょう！

技術職員名簿には、審査基準日現在で在籍する人について記載します。

当該事業年度途中に在籍していた人でも、審査基準日までに退職していた人は記載できません。

また、工事経歴書の配置技術者のチェック欄は、主任技術者として配置したか、監理技術者として配置したかを記載するのであって、監理技術者の資格を有するものを配置したかどうかではありませんので注意してください。